

令和 8 年熊本地震における地震被災建築物応急危険度判定に係る職員派遣について

国土交通省から、本県に対し、令和 8 年熊本地震における地震被災建築物応急危険度判定に係る職員派遣の要請があり、下記のとおり対応します。

なお、今回の派遣にあたり下記のとおり挨拶式を行います。

記

1. 派遣要請 令和 8 年 8 月 1 日(土)
2. 派遣先 熊本県八代市内（状況によっては嘉島町内も対応する。）
3. 要請期間 8 月 5 日(水)から 8 月 7 日(金)までの 3 日間
※島根県庁を 8 月 4 日出発
4. 派遣体制 1 班 4 名（地震被災建築物応急危険度判定士である職員）
5. その他
 - ・本要請は、中四国ブロックあて 22 人/日（延べ 66 人）を内容に行われ、本県が 4 人（延べ 12 人）割り当てされたもの。
 - ・現時点では、当要請期間以外の対応に係る要請はない

（挨拶式）

日時：令和 8 年 8 月 4 日（火）午前 9：00～

場所：県本庁舎 301 会議室

内容：派遣者紹介、派遣者代表あいさつ、副知事激励のことば

〔参考〕

応急危険度判定

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒など危険性を速やかに判定し、その結果を情報提供（表示）することにより二次的災害を防止するもの。